

柏崎市保育園・認定こども園保育料(2号認定・3号認定)徴収基準額表

★以下の保育料は1ヶ月当たりの負担金額です。
この他に園ごとに決められた実費徴収費用がありますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

★各年齢は、当該年度の4月1日現在における年齢を基準としたクラス年齢です。
例えば年度途中で0歳児の児童が満1歳に到達した場合でも、保育料は年度末まで変わりません。
認定こども園に通う2歳児の児童が満3歳に到達し、「3号認定」から「1号認定」へ認定変更申請をした場合は、申請日の翌月から「1号認定」となり、保育料が変わります。

★3歳以上児の副食費については、世帯の状況等によって金額が異なりますので、詳しくは各園へお問い合わせください。

階層区分		階層区分の定義	0歳児		1・2歳児	多子カウント 年齢制限
			標準時間	短時間	給食費相当分	
A		生活保護世帯等	0	0	0	年齢制限なし 57,700円未
B	2	市民税非課税世帯	0	0	0	
C	1-2	市民税均等割のみ	9,000	8,800	6,700	
D	1-2	市民税所得割 57,000 円未満	12,800	12,500	6,700	小学校就学前まで
	2-2	市民税所得割 57,000 円以上 67,000 円未満	15,600	15,300	6,700	
	3-2	市民税所得割 67,000 円以上 77,000 円未満	19,200	18,800	6,700	
	4-2,3	市民税所得割 77,000 円以上 95,000 円未満	23,600	23,100	6,700	
	5	市民税所得割 95,000 円以上 108,000 円未満	28,300	27,800	6,700	
	6	市民税所得割 108,000 円以上 132,000 円未満	32,500	31,900	6,700	
	7	市民税所得割 132,000 円以上 150,000 円未満	36,300	35,600	6,700	
	8	市民税所得割 150,000 円以上 180,000 円未満	39,300	38,600	6,700	
	9	市民税所得割 180,000 円以上 231,000 円未満	42,000	41,200	6,700	
	10	市民税所得割 231,000 円以上 312,000 円未満	44,400	43,600	6,700	
	11	市民税所得割 312,000 円以上 408,000 円未満	46,700	45,900	6,700	
	12	市民税所得割 408,000 円以上	49,000	48,100	6,700	

1.【2・3号認定の多子世帯軽減】

小学校就学前の範囲内に、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)を利用している子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数え、第1子の保育料は全額負担、第2子は半額、第3子から無料となります。上の子どもが無償化の対象になっても、数え方は変わりません。

ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や上記施設の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

2.【ひとり親世帯または障害児(者)世帯等の軽減】

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯または在宅障害児(者)がいる世帯等は、保護者と生計を一にする世帯の中で最も年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子と数え、第1子の保育料は下記の表のとおり、第2子から無料となります。

「軽減後の利用者負担額」

階層区分		階層区分の定義	0歳児		1・2歳児	多子カウントの 年齢制限
			標準時間	短時間	給食費相当分	
A		生活保護世帯等	0	0	0	年齢制限なし
B	1	市民税非課税世帯	0	0	0	
C	1-1	市民税均等割のみ	4,500	4,400	0	
D	1-1	市民税所得割 57,000 円未満	6,400	6,250	6,700	
	2-1	市民税所得割 57,000 円以上 67,000 円未満	7,800	7,650	6,700	
	3-1	市民税所得割 67,000 円以上 77,000 円未満	9,000	9,000	6,700	
	4-1	市民税所得割 77,000 円以上 77,101 円未満	9,000	9,000	6,700	

※【生活保護世帯等】とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯のことです。

※【ひとり親世帯・障害児(者)世帯】とは、新潟県柏崎市保育料条例施行規則別表の備考1(4)に記載されている世帯のことです。

※保育料算定に用いる市町村市民税額は、寄附金控除、外国税額控除、配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除適用前の金額となります。(ただし調整控除は適用します。)